（独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十三年農林水産省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「農林物資」の下に「及び食品（酒類を除く。）」を加え、同条第十一号中「立入検査」の下に「及び質問」を加え、同条第二十号を同条第二十一号とし、同条第十九号を同条第二十号とし、同条第十八号を同条第十九号とし、同条第十七号中「第十条第二項第七号」を「第十条第二項第八号」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十六号中「第十条第二項第六号」を「第十条第二項第七号」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十五号中「第十条第二項第五号」を「第十条第二項第六号」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十四号中「第十条第二項第四号」を「第十条第二項第五号」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十三号中「第十条第二項第三号」を「第十条第二項第四号」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十二号中「第十条第二項第二号」を「第十条第二項第三号」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十二　センター法第十条第二項第二号に規定する立入検査及び質問に関する事項

（農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第四までの規定中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改める。

（農林水産省組織規則の一部改正）

第四条　農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「適正化及び」を「適正化並びに食品表示法（平成二十五年法律第七十号）の規定による販売の用に供する食品（酒類を除く。第七項、第八項、第百八十七条第二項及び第三百十一条第二項において同じ。）に関する表示及び飲食料品以外の」に改め、同条第六項中「及び農林物資」を「並びに食品表示法第四条第六項に規定する食品表示基準（酒類に係るものを除く。以下「食品表示基準」という。）及び飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示」を「これら」に改め、同条第七項及び第八項中「適正化及び」を適正化並びに食品表示法の規定による販売の用に供する食品に関する表示及び飲食料品以外の」に改める。

第百六十三条第二号中「及び」を「並びに食品表示基準及び飲食料品以外の」に改め、「こと」の下に「（これらの基準の策定に関することを除く。第二百三十五条第三号、第二百九十七条第二号及び第三百二十五条第三号において同じ。）」を加える。

第百八十一条中「及び」を「並びに食品表示基準及び飲食料品以外の」に改め、「事務」の下に「（これらの基準の策定に関するものを除く。第三百七条において同じ。）」を加える。

第百八十七条第二項中「適正化及び」を「適正化並びに食品表示法の規定による販売の用に供する食品に関する表示及び飲食料品以外の」に改める。

第二百三十五条第三号、第二百九十七条第二号及び第三百七条中「及び」を「並びに食品表示基準及び飲食料品以外の」に改める。

第三百十一条第二項中「適正化及び」を「適正化並びに食品表示法の規定による販売の用に供する食品に関する表示及び飲食料品以外の」に改める。

第三百二十五条第三号中「及び」を「並びに食品表示基準及び飲食料品以外の」に改める。

附　則

この省令は、食品表示法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

○環境省令第七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づき、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十日　環境大臣　望月　義夫

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項に次の二号を加える。

七　申請前一年以内に、法第九条第一項の許可（鳥獣による生活環境、農林水産業若しくは生態系に係る被害の防止の目的又は法第七条第二項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的である鳥獣の捕獲等に係るものであって、登録都道府県知事の管轄する区域を対象とするものに限る。以下この項において同じ。）を受け、当該許可に係る捕獲等（以下この号及び次項第三号において「許可捕獲等」という。）をした者（申請前一年以内に、申請（以下この号及び次号において「今般の申請」という。）に係る狩猟者登録の対象となる狩猟期間の直近の狩猟期間についてこの号の規定に該当する者としての狩猟者登録（以下この号及び次号において「直近期間の第七号該当登録」という。）又は次号の規定に該当する者としての狩猟者登録（以下この号及び次号において「直近期間の第八号該当登録」という。）を受けた場合にあっては、直近期間の第七号該当登録についての法第五十六条の申請書（以下この号及び次号において単に「申請書」という。）を提出した日又は直近期間の第八号該当登録についての申請書を提出した日のいずれか遅い方の日から今般の申請に係る申請書を提出する日の前日までの間に許可捕獲等をした者）である場合にあっては、その旨

八　申請前一年以内に、法第九条第一項の許可を受けた者の従事者（法第九条第八項の規定により交付を受けた従事者証（以下この項及び次項において単に「従事者証」という。）に係る従事者に限る。次項第四号において同じ。）として、鳥獣の捕獲等に従事（以下この号において「許可捕獲等に従事」という。）した者（申請前一年以内に、直近期間の第七号該当登録又は直近期間の第八号該当登録を受けた場合にあっては、直近期間の第七号該当登録についての申請書を提出した日又は直近期間の第八号該当登録についての申請書を提出した日のいずれか遅い方の日から今般の申請に係る申請書を提出する日の前日までの間に許可捕獲等に従事した者）である場合にあっては、その旨

第六十五条第二項に次の二号を加える。

三　前項第七号の規定に該当する者にあっては、許可捕獲等に係る法第九条第七項の許可証の写し又はこれに準ずる書面及び当該許可捕獲等に係る法第九条第十三項の報告を記載した書類又はこれに準ずる書類

四　前項第八号の規定に該当する者にあっては、従事者証の写し又はこれに準ずる書面並びに従事者として従事した鳥獣の捕獲等の結果として捕獲等に従事した場所、その捕獲等をされた鳥獣の種類別の員数及び処置の概要を記載した書類又はこれに準ずる書類

第六十六条第一項中「及び」を「の別」に改め、「区別」の下に「及び前条第一項第七号又は第八号の規定に該当する者であるか否かの別」を加える。

様式第十七（裏面）備考4中「注意事項」を「注意事項、規則第六十五条第一項第七号又は第八号の規定に該当する者として狩猟者登録を受けた場合にあってはその旨」に改める。